

三枚橋1号街区公園 トライアル利活用実施要領

施行日 令和8年5月13日

1 目的

トライアル利活用は、公共空間の有効活用に向けて、民間事業者等（市民団体や個人を含む）が一定期間、実際に使用し、その活用方法や可能性について対話や意見交換を行いながら試験的に利活用を行う取り組みです。

この要領は、三枚橋1号街区公園においてトライアル利活用を実施することに関し必要な事項を定めることにより、多様なアイデアを積極的に取り入れながら、住民にとってより親しみやすく、利用しやすい公共空間を創出し、人々の関わりと地域のにぎわいや活力を生み出す利活用方法を探ることを目的とします。

2 対象公園

三枚橋1号街区公園（横手市駅西一丁目18番地）

3 スケジュール

実施要領の公表 令和8年5月13日

暫定使用者の募集 令和8年5月20日から令和10年2月29日まで

実施期間 令和8年7月1日から令和10年3月31日まで

※暫定使用期間は、上記実施期間内で、提案内容に応じた期間（1日から30日間）とします。

4 応募（申請）

(1) 応募（申請）書類

暫定使用希望者は、次の書類を提出して申請することとします。

ア 暫定使用申請書（様式第1号）・暫定使用提案書（様式第1号別紙）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ その他市が求める書類（提案内容の検討に必要な資料等）

（以上の提出先：横手市総務企画部地域創造戦略室）

(2) 応募（申請）に関する留意事項

ア 費用負担

申請に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い及び特許権等

（ア）提出書類の著作権は、申請者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

（イ）申請者の提出書類については、当該申請に係る暫定使用の審査、モニタリング

その他本制度の運用に必要な目的以外では、申請者に無断で使用することはありません。

- (ウ) 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。
- (エ) このトライアル利活用に関して情報公開請求等があった場合、横手市情報公開条例（平成17年10月横手市条例第23号）に基づき、提出された書類等を開示することがあります。

ウ 法令等の順守

申請者は、申請するに当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、暫定使用時における法令適合のリスクを負うこととします。

5 申請者の資格

(1) 申請者の条件

申請者は、暫定使用した場合に、暫定使用提案内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主、任意の団体又は個人とします。

(2) 申請者の要件

申請者は、別表1に掲げるすべての要件に該当する必要があります。

6 暫定使用の要件等

(1) 暫定使用の内容

トライアル利活用の目的に適った内容とします。

(2) 対象外とする暫定使用

別表2に掲げる事項の暫定使用はできないこととします。

(3) 暫定使用期間

暫定使用期間は、原則として1日以上、30日以内とします。実施期間の延長や2回目以降の暫定使用については、提案内容やその他の事業の参加状況に応じて判断することとします。

(4) 暫定使用に関する留意事項

ア 費用負担

暫定使用に当たって必要となる一切の費用は、すべて暫定使用する者の負担とします。ただし、本トライアル利活用における公園使用料は免除とします。

イ リスク分担等

暫定使用に伴い発生するリスクは暫定使用する者が負うものとし、暫定使用する者が責任をもって事業を遂行することとします。

ウ 暫定使用状況の公表

本市のホームページ等において、暫定使用の概要を公表することがあります。

エ その他使用に当たっての留意事項

別表3に示す事項に留意してください。

7 審査等

(1) 書類審査

提出書類について、申請者の資格及び暫定使用の要件を満たしているかを審査します。申請者は、審査に伴い本市が面接を求めたときは、それに応じることとします。

(2) 結果通知

ア 審査に合格した申請者に提案承認通知書を交付します。

イ 審査結果に対する異議は、申し立てることができません。

8 暫定使用の開始等

(1) 暫定使用の開始

ア 提案承認を経て公園使用許可等を受けた者は、申請書類に記載した内容に基づいて使用を開始することができます。このとき、交付された書面に条件が付してある場合は、その内容を遵守してください。

イ 暫定使用期間中は、通知書を携行し、本市職員から提示を求められた場合には、速やかに応じてください。

(2) 暫定使用の中止

申請内容に反する行為や本制度の目的から逸脱した行為があった場合や災害対応等により本市が暫定使用に係る施設等を使用せざるを得なくなった場合は、暫定使用を中止することがあります。この場合、当該中止により暫定使用者に生じた一切の損害、損失、費用等について、市は責任を負わないものとします。

9 調査への協力及び報告

(1) 調査への協力

暫定使用する者は、暫定使用期間中に本市が実施するモニタリング調査と公園利用者を対象としたアンケート調査に協力することとします。

(2) 報告等

暫定使用する者は、暫定使用が完了した後、本市に対して実績報告書（様式第3号）を提出するとともに、本市がヒアリングを求めた場合は、これに応じることとします。

別表1

ア	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと
イ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号の暴力団又はその構成員の統制下にある者でないこと
ウ	民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること
エ	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の法による会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること
オ	国税及び地方税を滞納していない者であること

別表2

ア	公序良俗に反するもの
イ	騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼす恐れがあるもの
ウ	政治的又は宗教的な活動に該当するもの
エ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
オ	その他、本市が本制度の趣旨に照らして不相当と判断するもの

別表3

ア	暫定使用が可能な時間は、原則として午前7時から午後9時までとします。準備・撤収もこの時間内に行ってください。
イ	暫定使用の場所や日時が重なった場合は、これらの変更をお願いすることがあります。
ウ	降雪期は、公園の一部(北側)を道路除雪の堆雪場として使用しますので、堆雪場として使用する部分は暫定使用することができません。
エ	施設の設置、運営、撤去における安全管理は、使用者の責任において徹底してください。
オ	暫定使用に当たっては、周辺道路に車両を駐車することのないようにして下さい。
カ	暫定使用の終了後は、使用者の責任と費用負担により施設等を撤去し、原状回復してください。ゴミはすべてお持ち帰りください。